

議案取り下げと出し直しで会期延長

6月定例会

小紫新市長就任後、初の定例会となった 6 月議会では、予算委員会の審査中に市長から生駒市病院事業会計補正予算案の取り下げが表明され、同会計予算の審査が打ち切られて委員会を閉じるという珍事がありました。

その後、本会議に議案撤回の承認を求める議案が提出され、その可決をもって新たな補正予算案が追加提案されたため、再度予算委員会での審査が必要になり、会期が11日間延びました。

* 救急輪番参加に対する補助金の算出根拠を示せず！

当初の補正予算案では、市立病院が本年度後期から産婦人科一次輪番と小児科輪番に参加するとして、県からの病院運営補助金 428 万 8 千円が計上されていましたが、6 月 18 日の予算委員会市民福祉分科会において市は、その算定根拠となる輪番体制の内容を示すことができず、委員会は空転。1時間あまりの休憩のあと、市長から予算案撤回の申し出がありました。

撤回は、予算案は病院事業計画どおり産婦人科輪番月10回、小児科輪番月 4 回で組んでいたが、10 月 1 日までにその輪番体制を構築することは困難と判断したためで、指定管理者の徳洲会と調整のうえ、輪番参加回数が確定してから予算を計上しなさいとのことでした。

これを受けて 6 月 26 日の本会議で議案撤回が承認され、新たに、産婦人科については 10 月から毎週火曜日に参加、小児科については参加はなしという輪番体制を根拠とする運営補助金 166 万 7 千円を含む予算案が提出されました。予算委員会で審査をしなさい、会期延長後の最終日 7 月 7 日に可決しました。

計画にもとづく予算か、執行可能な予算か。

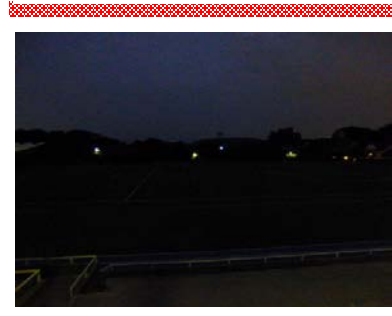
議会に一度提出した議案を、議会からの求めもなく撤回するなどということは異例なことです。病院事業計画にもとづき予算を組んだのであれば、そのように答弁し、計画の執行に努めればいいだけですが、予算案を撤回、再提出したことで、はからずも計画と執行可能性に相当のへだたりがあることが明らかになりました。 裁判で言うところの「公判を維持できない」状態と言いますか、予算が通らない、あるいは通ったところで決算認定されないと判断しての撤回なのでしょう。なんともお粗末な予算提出でした。

委員会での撤回表明から1週間で執行可能な予算案を組めるのであれば、なぜ最初から指定管理者と調整、県と協議できなかったのか？という疑問も残ります。

住民合意のないまま夜間照明を強行点灯！？

生駒北スポーツセンター

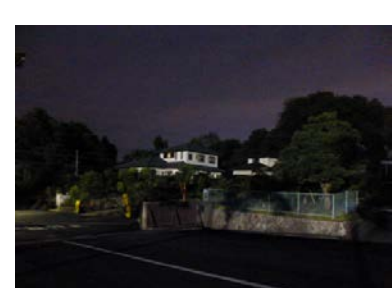
6月23日、生駒北スポーツセンターにおいてグラウンド夜間照明設備の試験点灯が行われました。地元獅子ヶ丘自治会の合意のないまま市が買い取り、整備を進めている同施設ですが、夜間照明は設置したものの周辺住宅に「光害」を及ぼし、自治会が使用に反対しています。議会にも試験点灯への立会いの求めがあり、「光害」の現状と、改めて自治会の意思を確認した結果、現状のまま整備、運営を進めることは問題であると判断。6月26日の本会議において、強引に事業を進めないことと、国定公園内という立地条件に鑑みて生活環境の保全に配慮した措置を講じることを求める附帯決議を、同センターの改修と不要施設の撤去費用を含む一般会計補正予算(第1回)に対してあげ、賛成多数で可決しました。



グラウンド夜間照明点灯前
街路灯のみが点いているとき。静寂な闇が広がっています。



同じアングルから照明点灯後
光が急に目に入ると目がくらみます。



点灯によって周辺住宅もくっきり照らし出されています。

7月14日には周辺住宅への「光害」を抑えるため照明の角度調整が行われましたが、住民が納得すればグラウンドの必要照度100ルクスには足りず、グラウンド照度を基準値以上にすれば住民は「光害」に耐えられず、という結果に。

グラウンド購入、整備工事前、あるいは指定管理者募集の仕様書を作成するときに住民としっかり話し合っていればこんなことにはならなかったのですが、残念な「協働と参画のまち」生駒市の対応です。

* 7月17日に市長が地元自治会に対して夜間照明の使用を通告していたことがわかりました。議会の決議は無視されましたが、今のところ(7月29日現在)議会に報告はありません。

一方、生駒北スポーツセンター等の購入、整備の財源となるはずだった北大和グラウンド売却についての進捗状況を一般質問で質したところ、県に生駒市民から様々な意見が届き確認中であるため市街化区域編入に向けての公聴会開催のめどが立たず、今年度中の売却見込みは立たない状況であるとの答弁を得ました。

●生駒市一般会計補正予算(第1回)に対する附帯決議（中谷議長は採決に加わらず。）

賛成 20	井上・中浦・樋口・改正・松本（大樹） 浜田・竹内・久保（日本共産党） 白本・福中・桑原・吉村（凜翔絆） 下村・恵比須・成田（生駒市議会公明党） 吉波（市民ネット） 山田（維新の党） 神山・片山・塩見（無会派）
反対 3	沢田（市民ネット） 伊木・西山（無会派）

今後の生駒市に必要なのはマネジメント

～財源の裏付けある計画的な行政運営を～

今後のインフラや公共施設等の維持管理コスト、社会保障費の拡大が目に見えているなか、これまでのように単年度収支が黒字であるからといって計画にもない事業をそのときどきに思いつきで実施していると、本当に必要なときに必要な事業が行えない、あるいは将来世代に負債を負わせて行うことになります。

これからの市政に必要なのは、財政フレームと連動させた総合計画の策定と、それにもとづく事業実施、行政マネジメントとそれを監視できる議会です。

しかし、国からの押し付け計画も含め、いろんな計画がバラバラに動きだして、市全体で統制がとれていないのではないかと思わせる事例がいくつかあがっています。

*「生駒市公共施設総合管理計画」と「公共施設保全計画」…どう進める？

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化、公共施設の最適な配置を実現することが必要であるとして、国からも今年度中に「公共施設総合管理計画」を策定が自治体に求められています。一方、これとは別に生駒市では「公共施設保全計画」を平成28年度中に策定しますが、こちらは公共施設のメンテナンス(修繕)計画。

ふたつの計画は不可分の関係にありますが、所管は前者が企画政策課で後者が営繕課。事務の重複がないように調整をとって進めていくことが必要です。6月定例会の企画総務委員会において統括責任者を置くべきであると質し、山本副市長がその任にあたるとの答弁がありました。

*「高山スーパースクールゾーン構想」整備計画…「公共施設等総合管理計画」との整合性は？

6月定例会の環境文教委員会で高山スーパースクールゾーン構想における（仮称）生駒北小中一貫校、（仮称）高山認定こども園、学校給食センターの整備計画が示されました。しかし、今年度策定する「公共施設等総合管理計画」と整備計画のどちらが基準になるのかと問うと、小紫市長は、ここまで議論を積み重ねた結果の整備計画をベー



スに、管理計画と整合性をとりながら進めたい旨の答弁。

一方、樋口議員からは、高山第2工区について今年度デザインしていくと一般質問で答弁があったことから、第2工区の計画いかんでは、今後教室が足りなくなるのではないかと懸念が示されました。

本来はまちづくりの方針示されたあと、市の施設全体の管理計画が策定され、それに合わせて個別事業の整備計画が位置づけられるべきですが、順序が逆転。思いつきで事業を始めると、財政負担の軽減どころか出動が増えてしまいかねない悪しき事例です。

*「ひと・まち・しごと創生総合戦略」と「総合計画」との整合性は？

政府が地方交付税の交付根拠にしようとしている「ひと・まち・しごと創生総合戦略」も今年度中に策定しなければいけないのですが、すでに市は、人口減少、財政縮小を見据えて第5次総合計画後期基本計画を策定しており、「何を、今さら」、押し付け感が強いものです。「戦略」が実行できなければ交付税減額のペナルティもあるため、交付税獲得だけを目標に、総合計画を抽出した弱気の戦略を形式的に立てるのが地方自治体にとっては賢明かもしれません。

職務代理者に教育長の任命権限はなし

どうなってるの？市の規範意識

6月定例会一般質問

今年の4月1日に中田好昭前市長公室長が教育長に就任されましたが、任命者は小紫現市長。ただし4月1日時点ではまだ副市長で、知事選出馬のため辞職した山下前市長の職務代理者でした。

地方自治法第152条には地方自治体の長の職務代理について規定されておりますが、それは長の職務権限のみを代理するもので、長の身分なり資格なりを代理するものでないため、それらを要件として長に附与された職務権限等については職務代理者の代理権は及び得ないというのが一般的な解釈です。（総務省見解も同じ。）つまり、議会の解散や行政委員会の委員の任命は、長の身分をもって行使するものなので、職務代理者は行えず、4月27日の新市長の誕生をもって任命されるべきでした。

市は、任命に先立ち、教育長の職務代理者による任命について文部科学省に電話確認したところ、職務代理者が任命した実例はあるが、間もなく新市長が誕生することがわかっているのに4月1日に任命することがいいのかどうかは市が判断することである、との回答を得たそうです。問い合わせをしている以上、職務代理者による任命はまずいのではないかと懸念は市にもあったようですが、どのような理屈をもって1日付の任命を正当化したのでしょうか。（教育長が何か月も不在なんていうケースは全国でも散見されます。）市の規範意識が問われますが、一事が万事、市の事務全般において規範意識を高めていただきたいものです。

ちなみに、総務省によると、違法かどうかは、どうしても職務代理者が任命しないといけなような切迫したケースかどうかをもって裁判所が判断することになる、とのことです。